

三鷹市受援・応援計画の策定に向けた基本的な考え方について

1 背景

(1) 東京都災害時受援応援計画による位置付け

東京都では、大規模災害発生時に全国の自治体等からの応援受入れや他自治体への応援を円滑に行うための具体的な手順やルール、体制等を整備することを目的に、「東京都災害時受援応援計画」を策定（平成30年1月策定、令和5年11月改定）しており、各自治体においても、東京都との連絡調整の必要性から、受援応援計画の策定が求められている。

(2) 三鷹市地域防災計画（震災編）による位置付け

災害対策基本法第42条に基づき作成している三鷹市地域防災計画（震災編）においても、「市の受援体制の強化を図るため、受援に関する計画等を定め、他自治体及び関係機関・団体等からの物的・人的支援を円滑に受け入れるための環境を整備する。」と明記している。

2 三鷹市受援・応援計画策定の考え方

(1) 受援体制にかかる連絡窓口等の明確化

発災直後は行政機能が著しく低下するだけでなく、短期間に膨大な災害対応業務が発生するため、十分な対応ができないという前提に立つ必要がある。そのため、災害時の受援体制に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入準備等の具体的な手順、ルール、体制等を明確化しておく。

(2) 東京都、災害時応援協定締結自治体への応援要請等

東京都や個別に災害時応援協定を締結している自治体に対する応援要請体制の整理を行う。

また、自治体の応援職員のほか、災害ボランティアの受け入れも想定されることから、災害ボランティアセンターを設置・運営する三鷹市社会福祉協議会との連携体制の構築について検討する。

(3) 受援対象とする業務

三鷹市事業継続計画（震災編）に規定する非常時優先業務（発災後から1週間以内程度に業務を開始・再開しなければならない業務）を中心に、人的・物的支援にかかる受援業務の検討を進める。

(4) 機能転換マニュアル改定の検討

三鷹市受援・応援計画策定に伴い、現在、災害時対策活動の拠点として使用することを想定している元気創造プラザにおける各施設の使用方法等について再検討を行う。

(5) 応援体制の整備

災害時応援協定を締結している自治体をはじめとする他自治体が被災した場合の人的・物的な支援を行う応援体制を構築する。

3 計画策定スケジュール（予定）

令和7年10月	庁内及び三鷹市防災会議委員への意見照会及び反映
令和8年1月	意見募集の実施（3週間程度）（市HP及び広報）
3月	計画確定